

# 予定価格等のランダム係数処理基準

(目的)

第1条 この基準は、大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領（以下「要領」という。）第8条第2項の規定に基づき、ランダム係数処理について、必要な事項を定める。

(実施方法)

第2条 ランダム係数処理は、大阪府電子入札システム（以下「システム」という。）に装備されている「予定価格登録」画面の「乱数指定」を使用し、システムにより無作為に乱数を発生させて行うものとする。

(予定価格のランダム係数処理)

第3条 予定価格に関するランダム係数処理は、要領第2条第3号に規定する予定価格算出基礎額に、0.9950から1までの範囲内の0.0001刻みの数値の中から、システムが無作為に選択した数値を乗じることにより行うものとする。この場合において、得られた数値に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(建設工事の低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格のランダム係数処理)

第4条 建設工事の低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格に関するランダム係数処理は、要領第4条第1項本文に規定する低入札価格調査基準価格算出基礎額、要領第4条の2第1項本文に規定する失格基準価格算出基礎額又は要領第5条に規定する最低制限価格算出基礎額をそれぞれ端数処理（要領第7条に規定する端数処理をいう。以下同じ。）して算出した額に、0.9975から1.0025までの範囲内の0.0001刻みの数値の中から、システムが無作為に選択した数値を乗じることにより行うものとする。この場合において、得られた数値に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

2 予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額を端数処理した額（以下「下限値」という。）が、前項本文に規定するシステムによる数値の選択によって変動し得る算出額の最大値と最小値の間にある場合のランダム係数処理は、同項の規定にかかわらず、下限値に1から1.0050までの範囲内の0.0001刻みの数値の中から、システムが無作為に選択した数値を乗じるものとする。この場合において、得られた数値に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

3 予定価格算出基礎額に10分の9.2を乗じて得た額を端数処理した額（以下「上限値」という。）が、第1項本文に規定するシステムによる数値の選択によって変動し得る算出額の最大値と最小値の間にある場合のランダム係数処理は、同項の規定にかかわらず、上限値に0.9950から1までの範囲内の0.0001刻みの数値の中から、システムが無作為に選択した数値を乗じるものとする。この場合において、得られた数値に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格のランダム係数処理)

第5条 前条の規定は、測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格に関するランダム係数処理について、準用する。この場合において、前条第1項中「建設工事の低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格」とあるのは「測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格」と、「要領第4条第1項本文に規定する低入札価格調査基準価格算出基礎額、要領第4条の2第1項本文に規定する失格基準価格算出基礎額又は要領第5条に規定する最低制限価格算出基礎額をそれぞれ端数処理」とあるのは「要領第6条第1項本文に規定する低入

札幌格調査基準価格算出基礎額、要領第6条の2第1項本文に規定する失格基準価格算出基礎額又は要領第6条の3に規定する最低制限価格算出基礎額をそれぞれ端数処理」と、前条第2項中「10分の7.5」とあるのは「10分の6（地質調査業務にあっては、3分の2）」と、第3項中「10分の9.2」とあるのは「10分の8.1（測量にあっては、10分の8.2、地質調査業務にあっては、10分の8.5）」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成23年1月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年11月19日から施行し、平成24年2月15日以降に公告する平成24年度予算にかかる案件から適用する。

附 則

この基準は、平成25年2月22日から施行し、同年4月1日以降の公告案件から適用する。

附 則

この基準は、平成25年12月2日から施行し、平成26年1月7日以降の公告案件から適用する。

附 則

この基準は、平成27年3月2日から施行し、同年4月1日以降の公告案件から適用する。

附 則

この基準は、令和元年5月8日から施行し、同年5月31日以降の公告案件から適用する。

附 則

この基準は、令和4年5月2日から施行し、同年6月1日以降の公告案件から適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和6年5月16日から施行し、同年6月3日以降の公告案件から適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。

参考

例示 1

予定価格に関するランダム係数処理（第3条関係）

税抜き設計金額	45,678,800 円	
予定価格算出基礎額	45,678,000 円（端数処理※）	
予定価格	<p>【システム選択数値】</p> <p>↓</p> $45,678,000 \times 1 = 45,678,000$ $45,678,000 \times 0.9999 = 45,673,432.2$ $45,678,000 \times 0.9998 = 45,668,864.4$ ・ ・ ・ $45,678,000 \times 0.9950 = 45,449,610$	<p>【予定価格】</p> <p>↓（千円未満 切り捨て）</p> $\Rightarrow 45,678,000$ 円 $\Rightarrow 45,673,000$ 円 $\Rightarrow 45,668,000$ 円 ・ ・ ・ $\Rightarrow 45,449,000$ 円

↑

この範囲内でシステムにより算出

↓

※大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領第7条に規定する端数処理をいう。（以下同じ）

例示 2

低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格に関するランダム係数処理（第4条第1項関係）

低入札価格調査基準価格算出基礎額	40,189,600 円	
低入札価格調査基準価格	低入札価格調査基準価格算出基礎額を端数処理 $\Rightarrow 40,189,000$ 円	
	<p>【システム選択数値】</p> <p>↓</p> $40,189,000 \times 1.0025 = 40,289,472.5$ $40,189,000 \times 1.0024 = 40,285,453.6$ $40,189,000 \times 1.0023 = 40,281,434.7$ ・ ・ ・ $40,189,000 \times 0.9975 = 40,088,527.5$	<p>【低入札価格調査基準価格】</p> <p>↓（千円未満 切り捨て）</p> $\Rightarrow 40,289,000$ 円 $\Rightarrow 40,285,000$ 円 $\Rightarrow 40,281,000$ 円 ・ ・ ・ $\Rightarrow 40,088,000$ 円

↑

この範囲内でシステムにより算出

↓

### 例示3

低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格に関するランダム係数処理（第4条第2項関係）

予定価格算出基礎額	42,633,000 円	
低入札価格調査基準価格 算出基礎額	32,006,010 円	
低入札価格調査基準価格算出基礎額を端数処理 ⇒ 32,006,000 円		
<b>下限値との比較</b>		
42,633,000×0.75=31,974,750 ⇒ 31,975,000 (a; 下限値、端数処理)		
32,006,000×0.9975=31,925,985 ⇒ 31,925,000 (b; システムの選択により変動し得る 最小値、端数処理)		
b≤a、よって第4条第2項に該当		
低入札価格調査基準価格	【システム選択数値】 ↓	【低入札価格調査基準価格】 ↓ (千円未満 切り捨て)
	31,975,000×1.0050=32,134,875 ⇒	32,134,000 円 ↑
	31,975,000×1.0049=32,131,677.5 ⇒	32,131,000 円
	31,975,000×1.0048=32,128,480 ⇒	32,128,000 円
	⋮ ⋮ ⋮	⋮
	31,975,000×1.0000=31,975,000 ⇒	31,975,000 円 ↓
		この範囲内で システムにより算出

### 例示4

低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格に関するランダム係数処理（第4条第3項関係）

予定価格算出基礎額	44,685,000 円	
低入札価格調査基準価格 算出基礎額	41,065,990 円	
低入札価格調査基準価格算出基礎額を端数処理 ⇒ 41,065,000 円		
<b>上限値との比較</b>		
44,685,000×0.92=41,110,200 ⇒ 41,110,000 (a; 上限値、端数処理)		
41,065,000×1.0025=41,167,662.5 円 ⇒ 41,167,000 円 (b; システムの選択により変動し得る 最大値、端数処理)		
b≥a、よって第4条第3項に該当		
低入札価格調査基準価格	【システム選択数値】 ↓	【低入札価格調査基準価格】 ↓ (千円未満 切り捨て)
	41,110,000×1.0000=41,110,000 ⇒	41,110,000 円 ↑
	41,110,000×0.9999=41,105,889 ⇒	41,105,000 円
	41,110,000×0.9998=41,101,778 ⇒	41,101,000 円
	⋮ ⋮ ⋮	⋮
	41,110,000×0.9950=40,904,450 ⇒	40,904,000 円 ↓
		この範囲内で システムにより算出